

法人税の中間（予定）税額の算出方法

法人税の中間（予定）税額は、その事業年度の前事業年度の法人税額で6月経過日の前日までに確定したものをその前事業年度の月数で除して、これにその事業年度開始の日からその前日までの期間の月数を乗じて計算した金額と規定されています。

1 計算方法

規定する法人税法の条文の読み方によっては、下記の2つの方法による計算が考えられますが、①の方法によることとされています。

① まず前事業年度の法人税額で6月経過日の前日までに確定したものを前事業年度の月数で除して（円未満の端数切捨て）、その整数値にその事業年度開始の日からその前日までの期間の月数を乗ずる方法。

（算式）

[中間（予定）税額] = [前事業年度の確定法人税額] ÷ [前事業年度の月数] × [その事業年度開始の日から6月経過日の前日までの期間の月数]

② 除数及び乗数による分数を法人税額に乘ずる方法。

（算式）

$$\text{中間（予定）税額} = \frac{\text{前事業年度の確定法人税額} \times \frac{\text{その事業年度開始の日から6月経過日の前日までの期間の月数}}{\text{前事業年度の月数}}}{1}$$

2 具体例

具体的な金額で確認してみますと、計算方法により税額が異なることがわかります。

〈前提〉

- ・前事業年度の確定法人税額 100万円
- ・前事業年度の月数 12月
- ・その事業年度開始の日から6月経過日の前日までの期間の月数 6月

① $100\text{万円} \div 12\text{月} \times 6\text{月} = 499,998\text{円}$
→ 499,900円（百円未満切捨）

② $100\text{万円} \times \frac{6}{12} = 500,000\text{円}$

共有者が死亡した場合（相続税）

Q 不動産の共有者が死亡しました。その人に相続人がいない場合の相続税の取扱いを教えてください。

A 共有に属する財産の共有者の一人が死亡した場合でその者の相続人がいないときは、他の共有者がその持分に応じて遺贈により取得したものととして相続税が課税されます。

その場合の相続財産の評価時点は遺贈と同様、相続開始の時刻となります。また、申告期限は特別縁故者による財産分与の請求の有無によって、原則として次のとおりとなります。

(1) 請求がない場合 特別縁故者の請求期限の満了の日の翌日から10月以内

(2) 請求がある場合 分与額又は分与しないことの決定が確定したことを知った日の翌日から10月以内

要介護認定と障害者控除

納税者自身や同一生計配偶者又は扶養親族が所得税法上の障害者に当てはまる場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。では、介護保険法の介護認定を受けた人は、所得税法において障害者控除の対象となるのでしょうか。

所得税法上、障害者控除の対象となる障害者は、所得税法施行令第10条に限定列挙されています。しかし、介護保険法の介護認定を受けた人については規定されていません。

したがって、介護保険法の要介護認定を受けただけでは障害者控除の対象にはなりません。

介護保険法の要介護認定の有無にかかわらず、精神または身体に障害のある65歳以上の人で、障害の程度が知的障害者又は身体障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けた場合など、障害者控除の対象となる人の範囲に該当する場合のみ、障害者控除の対象となります。